



二本松市告示第202号

本市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成17年12月1日

二本松市長職務執行者 菅 沢 伝 良



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 字の名称の変更について

平成17年12月1日

二本松市長職務執行者 菅 沢 伝 良



専決第3号

字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により字の名称を次のとおり変更し、当該字の名称の変更は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年12月1日専決

二本松市長職務執行者 菅 沢 伝 良

変 更 後	変 更 前
智恵子の森一丁目	油井字智恵子の森一丁目
智恵子の森二丁目	油井字智恵子の森二丁目
智恵子の森三丁目	油井字智恵子の森三丁目
智恵子の森四丁目	油井字智恵子の森四丁目
智恵子の森五丁目	油井字智恵子の森五丁目